

平成30年6月1日に国会で可決成立した改正生活保護法など
関連4法について、これ等の内、多くの条項が本年10月1日
に施行されました。習志野市でも万全な体制でこれ等の運用を
図るよう最大限の努力を払うことを求める陳情

*本陳情が委員会に付託され市議会ホームページ他で公開される場合は、添付した7枚の数値資料
(私の認識ではこの7枚の資料も陳情書の一部です)も併せて全8枚を一括してお取り扱い(公
開)ください。

【陳情趣旨】

改正生活保護法の可決成立に際し参議院での採決をテレビで視聴しましたが、私の記憶では賛成が
200前後、反対が20前後であり要約すると約9:1の圧倒的賛成多数だったと思います。
これは極一部の野党などを除き、与野党問わず多くの国会議員の賛同の証左だと思います。

具体的な改正点として、①特別支援:受給世帯の子供の大学進学を支援するための給付金制度の新
設、②ジェネリックの原則使用:新薬と同等の薬効でありながら後発品のため薬価が安く、保護費
の約半分を占めている医療扶助の低減に大きく寄与すること、③無料・低額宿泊所に防災体制や設
備の最低基準を作り、基準以下の場合自治体が改善命令を出せるなど生活保護受給者やそれを支
える納税者双方にとってバランスの取れた非常に良い内容であり、これまでの私の生活保護制度改
善に関する悲願の一部とも合致しております。

さて、習志野市では現状生活保護受給者は毎年増加(添付した資料も併せてご確認ください)して
おり、人数ベースでも金額ベースでも惨状を呈しているといっても過言ではありません。
受給者の中には本当に困窮し生活保護を受給しなければ生命の危険などがあるような方も多くお
られ、さらにこの方々の多くが生活保護法で定められたルール(法)を遵守されておりますが反面、
不正受給などは急増しており、いわゆる制度を悪用している犯罪者が一部いるのも残念ながら事実
(添付した資料も併せてご確認ください)です。

さらに具体例を挙げますとジェネリックではない睡眠薬や向精神薬などを一部の受給者が無料(医
療扶助)で処方を受け、これを違法転売している事実などがマスコミなどで報道されています。
これ等の事からも現在習志野市でも生活保護制度(法)が万全な体制で運用されているとは言い難
いのが現状です。

【陳情項目】

表題及び陳情趣旨に記した通りです。

平成30年11月21日

習志野市鷺沼台4-7-17
緒方直行



習志野市議会議長 田中 真太郎 様

モデル世帯	生活保護費基準額(円)			
単身高齢者世帯 (68歳男)	生活扶助費	第1類	37,320	76,370
		第2類	39,050	
	住宅扶助費			46,000
	冬季加算(11月~3月)			2,580
	計(住宅・冬季含む)			124,950
高齢者2人世帯 (68歳男) (65歳女)	生活扶助費	第1類	66,060	114,090
		第2類	48,030	
	住宅扶助費			55,000
	冬季加算(11月~3月)			3,660
	計(住宅・冬季含む)			172,750
母子3人世帯 (30歳女) (9歳小学生) (4歳子)	生活扶助費	第1類	82,170	138,800
		第2類	56,630	
	児童養育加算			20,000
	教育扶助費			5,510
	母子加算			24,590
	小計			188,900
	住宅扶助費			59,800
	冬季加算(11月~3月)			4,160
計(住宅・冬季含む)			252,860	
標準夫婦3人世帯 (33歳男) (29歳女) (4歳子)	生活扶助費	第1類	85,400	142,030
		第2類	56,630	
	児童養育加算			10,000
	小計			152,030
	住宅扶助費			59,800
	冬季加算(11月~3月)			4,160
計(住宅・冬季含む)			215,990	
夫婦4人世帯 (35歳男) (30歳女) (9歳小学生) (4歳子)	生活扶助費	第1類	103,760	162,730
		第2類	58,970	
	児童養育加算			20,000
	教育扶助費			5,510
	小計			188,240
	住宅扶助費			59,800
	冬季加算(11月~3月)			4,490
計(住宅・冬季含む)			252,530	

88 シルバー人材センターの状況

各年3月31日現在

年 度	会 員 数			年 齢 別				就業人員 (年間平均)	就業率 (年間)	入会	退会	職 員 数		
	総数	男	女	60歳未満	60～64	65～69	70歳以上					計	正規	臨時
平成 7	435	354	81	10	112	120	193	47,295	83.9	137	73	8	5	3
12	631	522	109	7	137	246	241	80,238	89.2	151	109	8	3	5
17	829	682	147	0	153	341	335	104,227	91.3	160	143	10	3	7
21	931	770	161	0	113	319	499	110,823	91.0	213	138	10	3	7
22	994	818	176	0	136	344	514	111,907	90.4	228	165	10	3	7
23	987	799	188	0	113	326	548	107,220	90.7	170	177	9	3	6
24	982	797	185	0	86	321	575	106,538	88.7	152	157	8	3	5
25	907	748	159	0	51	306	548	107,748	96.4	124	201	8	3	5
26	930	756	174	0	40	316	574	107,051	94.7	142	117	8	3	5
27	938	764	174	0	41	297	600	111,116	96.8	138	130	8	3	5
28	943	763	180	0	28	279	636	113,230	95.0	132	127	8	3	5

資料:公益社団法人 習志野市シルバー人材センター

89 生活保護状況

単位:人

年 度	被保護 世帯数	被保護 人 員	保護率 (%)	保 護 延 人 員 数								
				総 数	生 活	住 宅	教 育	介 護	医 療	出 産	生 業	葬 祭
平成 7	281	373	2.43	10,725	3,599	3,508	214	—	3,402	0	2	0
12	375	519	3.36	15,893	5,055	4,814	575	552	4,894	0	1	2
17	751	1,032	6.50	33,544	10,539	10,533	987	1,208	10,088	0	181	8
22	1,132	1,587	9.63	51,783	16,196	16,162	1,263	1,749	15,846	0	546	21
24	1,308	1,817	10.99	61,473	19,011	19,089	1,564	2,121	19,158	0	502	28
25	1,366	1,872	11.20	64,672	19,889	20,212	1,634	2,382	20,155	0	367	33
26	1,469	1,957	11.60	66,526	20,694	20,996	1,596	2,702	20,076	0	429	33
27	1,614	2,116	12.37	70,885	22,134	22,571	1,606	2,873	21,202	0	477	22
28	1,695	2,189	12.74	74,534	23,230	23,862	1,521	3,220	22,190	0	474	37

年 度	保 護 費 (千円)										
	総 数	生 活	住 宅	教 育	介 護	医 療	出 産	生 業	葬 祭	その他	
平成 7	624,836	202,143	71,458	1,975	—	341,304	0	60	0	7,896	
12	897,729	282,005	112,511	4,745	7,486	483,876	0	10	226	6,870	
17	1,684,125	592,156	303,146	7,277	35,408	733,954	0	2,907	2,420	6,857	
22	2,398,083	912,354	492,539	14,074	35,158	925,100	0	9,179	4,142	5,537	
24	2,810,085	1,059,682	585,685	17,463	57,633	1,070,706	0	8,856	4,321	5,739	
25	2,940,211	1,084,804	617,760	18,260	63,367	1,137,976	0	7,518	4,918	5,608	
26	3,199,896	1,157,319	659,311	17,047	68,801	1,276,694	0	8,090	6,454	6,180	
27	3,310,996	1,249,908	721,553	19,217	52,783	1,247,863	0	9,204	4,857	5,611	
28	3,557,770	1,325,033	772,071	18,752	62,291	1,358,981	0	8,295	5,798	6,549	

資料:生活相談課

注) 1. 保護率 = $\frac{\text{被保護人員}}{\text{常住人口}} \times 1,000$

2. 被保護世帯数、被保護人員、保護率の数値は、3月末現在の数値である。

外国人世帯、日本人世帯別不正受給未納状況及び保護状況表

	平成28年度末(29年度へ繰越分) (上段)不正受給未納世帯数 (下段)不正受給未納額	平成29年度末(30年度へ繰越分) (上段)不正受給未納世帯数 (下段)不正受給未納額
外国人世帯 (世帯主が外国 籍)	3世帯 1,602,376円	4世帯 1,573,473円
日本人世帯	79世帯 80,667,174円	93世帯 95,808,384円
合計	82世帯 82,269,550円	97世帯 97,381,857円

※未納世帯数、未納額は過去からの累計数

平成28年度 (上段)世帯数 (下段)保護費	平成29年度 (上段)世帯数 (下段)保護費
42世帯 84,831,277円	41世帯 85,568,890円
1,653世帯 3,472,938,423円	1,692世帯 3,578,482,274円
1,695世帯 3,557,769,700円	1,733世帯 3,664,051,164円

※世帯数は各年度末時点
※保護費は年間の支給総額

年度別不納欠損(不正受給)金額

平成25年度	3世帯 5,504,762円	日本人世帯 3世帯 5,504,762円	金銭債権の消滅時効による (地方自治法第236条)
平成26年度	8世帯 6,240,063円	日本人世帯 7世帯 4,525,938円 外国人世帯 1世帯 1,714,125円	金銭債権の消滅時効による (地方自治法第236条)
平成27年度	4世帯 6,309,116円	日本人世帯 4世帯 6,309,116円	金銭債権の消滅時効による (地方自治法第236条)
平成28年度	4世帯 4,037,982円	日本人世帯 4世帯 4,037,982円	金銭債権の消滅時効による (地方自治法第236条)
平成29年度	1世帯 395,072円	日本人世帯 1世帯 395,072円	金銭債権の消滅時効による (地方自治法第236条)

平成29年8月30日

習志野市役所健康福祉部生活相談課

外国人世帯、日本人世帯別不正受給未納状況及び保護状況表

	平成27年度末(28年度へ繰越分) (上段)不正受給未納世帯数 (下段)不正受給未納額	平成28年度末(29年度へ繰越分) (上段)不正受給未納世帯数 (下段)不正受給未納額
外国人世帯 (世帯主が外国籍)	3世帯 1,696,376円	3世帯 1,602,376円
日本人世帯	77世帯 77,680,584円	79世帯 80,667,174円
合計	80世帯 79,376,960円	82世帯 82,269,550円

※未納世帯数、未納額は過去からの累計数

平成27年度 (上段)世帯数 (下段)保護費	平成28年度 (上段)世帯数 (下段)保護費
43世帯 89,437,167円	42世帯 84,831,277円
1,571世帯 3,221,559,187円	1,653世帯 3,472,938,423円
1,614世帯 3,310,996,354円	1,695世帯 3,557,769,700円

※世帯数は各年度末時点
※保護費は年間の支給総額

年度別不納欠損(不正受給)金額

平成24年度	5世帯 7,368,997円	日本人世帯 4世帯 6,612,755円 外国人世帯 1世帯 756,242円
平成25年度	3世帯 5,504,762円	日本人世帯 3世帯 5,504,762円
平成26年度	8世帯 6,240,063円	日本人世帯 7世帯 4,525,938円 外国人世帯 1世帯 1,714,125円
平成27年度	4世帯 6,309,116円	日本人世帯 4世帯 6,309,116円
平成28年度	4世帯 4,037,982円	日本人世帯 4世帯 4,037,982円

平成28年7月25日

習志野市役所健康福祉部生活相談課

外国人世帯、日本人世帯別不正受給未納状況及び保護状況表

	平成26年度末(27年度へ繰越分) (上段)不正受給未納世帯数 (下段)不正受給未納額	平成27年度末(28年度へ繰越分) (上段)不正受給未納世帯数 (下段)不正受給未納額
外国人世帯 (世帯主が外国籍)	3世帯 1,757,376円	3世帯 1,696,376円
日本人世帯	78世帯 71,369,367円	77世帯 77,680,584円
合計	81世帯 73,126,743円	80世帯 79,376,960円

※未納世帯数、未納額は過去からの累計数

平成26年度 (上段)世帯数 (下段)保護費	平成27年度 (上段)世帯数 (下段)保護費
40世帯 81,593,218円	43世帯 89,437,167円
1,429世帯 3,118,302,358円	1,571世帯 3,221,559,187円
1,469世帯 3,199,895,576円	1,614世帯 3,310,996,354円

※世帯数は各年度末時点
※保護費は年間の支給総額

平成27年7月24日

習志野市役所保健福祉部生活相談課

外国人世帯、日本人世帯別不正受給未納状況及び保護状況表

	平成25年度末(26年度へ繰越分) (上段)不正受給未納世帯数 (下段)不正受給未納額	平成26年度末(27年度へ繰越分) (上段)不正受給未納世帯数 (下段)不正受給未納額
外国人世帯 (世帯主が外国籍)	3世帯 3,012,856円	3世帯 1,757,376円
日本人世帯	79世帯 67,816,632円	78世帯 71,369,367円
合計	82世帯 70,829,488円	81世帯 73,126,743円

※未納世帯数、未納額は過去からの累計数

平成25年度 (上段)世帯数 (下段)保護費	平成26年度 (上段)世帯数 (下段)保護費
34世帯 75,082,045円	40世帯 81,593,218円
1,332世帯 2,865,128,983円	1,429世帯 3,118,302,358円
1,366世帯 2,940,211,028円	1,469世帯 3,199,895,576円

※世帯数は各年度末時点
※保護費は年間の支給総額

平成26年10月29日

習志野市役所保健福祉部保護課

	平成24年度末(25年度へ繰越分) (上段)不正受給未納世帯数 (下段)不正受給未納額	平成25年度末(26年度へ繰越分) (上段)不正受給未納世帯数 (下段)不正受給未納額
外国人世帯 (世帯主が外国籍)	6世帯 3,544,461円	3世帯 3,012,856円
日本人世帯	67世帯 67,677,142円	79世帯 67,816,632円
合計	73世帯 71,221,603円	82世帯 70,829,488円

平成24年度 (上段)世帯数 (下段)保護費	平成25年度 (上段)世帯数 (下段)保護費
32世帯 72,047,986円	34世帯 75,082,045円
1,276世帯 2,738,037,128円	1,332世帯 2,865,128,983円
1,308世帯 2,810,085,114円	1,366世帯 2,940,211,028円

※世帯数は各年度末時点
 ※保護費は年間の支給総額